

住民税が非課税の方、 新型コロナウイルス感染症の 影響で家計が急変した方へ

令和4年度住民税非課税世帯等に対する 臨時特別給付金(1世帯当たり10万円)のご案内 受給には手続きが必要です

※令和3年度分の非課税分、家計急変世帯に対する給付分のいずれかを受けた世帯
または、当該世帯の世帯主であった方を含む世帯には、再度支給はされません

●住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金(1世帯当たり10万円)は、住民税均等割非課税世帯や新型コロナウイルス感染症の影響で家計が急変した世帯を支援する給付金です。

令和3年度分は現在支給中です。

支給額

1世帯当たり**10万円**

支給時期

市が確認書(または申請書)を受理した
日から約3～4週間後が目安です。
※書類不備などを除く

支給対象と申請の有無

支給対象となる世帯(いずれかに当てはまる世帯)

世帯全員の
「**住民税均等割が非課税**」
の世帯

令和4年1月以降の収入が減少し
「**住民税非課税相当**」の収入
となった世帯(家計急変世帯)

市から届く確認書に返信

※世帯の中に、令和3年12月11日以降に転入した方、未申告の方がいる場合など、一部申請が必要な場合があります

基準日時点で住民登録のある市区町村から確認書が送付されます。日野市では、7月上旬に令和4年度分を発送予定です。

詳細は裏面 **I** へ

申請が必要です

申請期間 令和4年6月1日～11月30日(水)

申請時点で日野市に住民登録のある方が申請してください。申請書は市HPからダウンロードまたは、市セーフティネットコールセンター、日野市社会福祉協議会、くらしの自立相談支援窓口みらいとのサテライトセンターなどに設置しています。

詳細は裏面 **II** へ

支給手続きや支給要件の詳細は、裏面をご確認ください。